

# 空き家は適切に管理しましょう

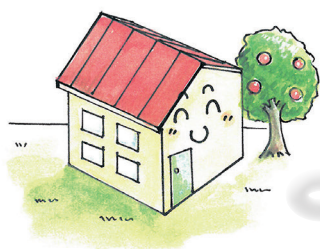


建築指導課 ☎ 65 - 1273

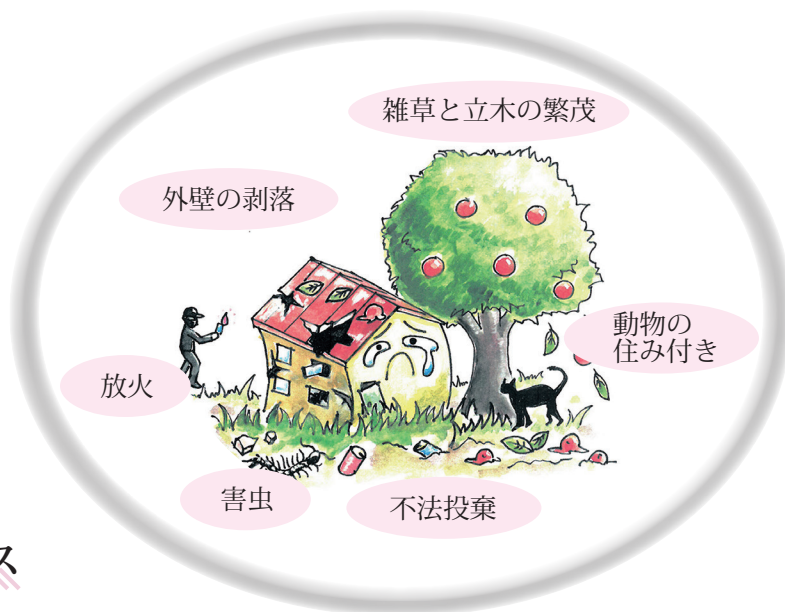
人口減少や高齢化などにより、適切に管理されていない空き家の増加が問題になっています。空き家は個人の資産なので、所有者や管理者が適切に管理しなければなりません。空き家が原因となっ

て第三者に損害を与えた場合、所有者などが損害賠償に問われる可能性があります。

財産である空き家を適正に管理しつつ、将来どうしたいか早めに検討しましょう！



財産である空き家も…放置すると



## ケース別ワンポイントアドバイス

### ①「管理」～持ち続けたい場合～

定期的（週1回～月1回ほど）に空き家を訪れメンテナンスを！

→外壁などのひび割れチェック、通風、通水、雑草の除草、立木の剪定など

※空き家の相談で特に多いのが、雑草と立木の繁茂です！

### ②「賃貸・売却」～貸したい・売りたい場合～

不動産業者などの専門家に相談しましょう。

→特に、賃貸の場合は経営上のリスクもあるため、契約内容を理解するためにしっかり相談しましょう。

### ③「解体」～建物を取り壊したい場合～

老朽化して危険な空き家については、除却費用の補助を受けられる場合があります！

→詳細は、下記をご覧ください。

## 老朽化した危険な空き家の 除却費用の一部を補助します！

安全安心な生活環境の確保および良好な地域景観の保全を図るため、老朽化して危険な空き家の除却にかかる費用の一部を補助する制度があります。

補助限度額 80万円

補助率 補助対象となる経費の80%

受付期間 5月6日(金)～6月7日(火)

募集件数 10件（申込件数が10件を超える場合は緊急性の高いものから補助を行います）

※補助を受けるにはいくつかの条件を満たす必要があります。希望する人は必ず事前にご相談ください。